

平成23年度稲敷市農業委員会第5回総会

[5月25日]

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について
日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約
通知について
日程 4 報告第3号 民事執行法等による農地の売却に伴う現況照会について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定に
ついて
日程 7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対す
る進達意見決定について
日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第5号 農地改良協議に対する同意について
日程 10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程 10 議案第6号
-

出席委員

- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 井戸賀 | 吉男君 | 17番 | 澤邊 | 雅之君 |
| 2番 | 沖野谷 | 秀雄君 | 18番 | 宮本 | 善助君 |
| 3番 | 飯塚 | 幸一君 | 19番 | 村山 | 文雄君 |
| 4番 | 千勝 | 忠君 | 20番 | 坂本 | 一雄君 |
| 5番 | 保科 | 進君 | 21番 | 山田 | 重一君 |

6番	川島昇君	22番	秋本精一君
7番	高須一郎君	23番	横田裕康君
8番	篠崎惣壽君	24番	加納昭君
9番	栗山文雄君	25番	松本文雄君
10番	濱田昭一君	26番	沼崎享君
11番	吉岡一仁君	27番	濱田孟君
12番	横田梯次君	28番	青宿昌夫君
13番	内埜新也君	29番	鈴木重義君
14番	野口隆雄君	30番	黒田久良之進君
15番	篠崎文夫君	31番	高城貞雄君
16番	古澤真和君	32番	根本卓明君

欠席委員
なし

出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	永長妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 4月26日（火） 稲敷市市長へ大震災対策に関する要望書提出、義援金50万円を贈呈
於 稲敷市江戸崎庁舎
出席者 加納会長、吉岡代理、秋本運営委員長、村山幹事長、
内田事務局長
- 5月16日（月） 第367回県農業会議常任会議員会議
於 水戸市「茨城県市町村会館」
出席者 加納会長
- 5月16日（月） 農業委員会会長・事務局長会議
～17日（火） 於 大洗町「大洗シーサイドホテル」
- 5月23日（月） 農業委員会郡協議会総会
於 河内町役場
出席者 加納会長、森川事務局長、永長事務局長補佐
-

午後 3 時 8 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成 23 年 5 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は 32 名です。

よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は 22 番秋本委員、23 番横田委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出
について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、議案書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、阿波字南の下ほか 3 地区、田 4 筆、畑 5 筆、計 9 筆、19,301 平方メートルでございますが、平成 23 年 3 月 29 日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号 2 番、佐倉字井戸ノ内ほか 2 地区、田 1 筆、畑 3 筆、計 4 筆、1,447 平方メートルでございますが、平成 16 年 8 月 12 日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の

取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に受理番号3番、浮島字妙岐、田2筆、1,996平方メートルでございますが、平成23年3月3日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に受理番号4番、松山字大谷、田1筆、51平方メートルでございます。平成23年3月31日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明の方を終わります。よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは2ページをお開き願いたいと思います。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番 佐原組新田字釜井、田1筆、1,999平方メートルでございますが、申請の際、地番を誤ったため合意解約をするものでございます。

次に受理番号2番 犬塚字荒野、田1筆、504平方メートルでございますが、申請地を耕作者が離作するため合意解約するものでございます。

受理番号3番 三島字中蒲、田3筆、6,006平方メートルについてでございますが、耕作者が体調不良のため合意解約するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程4 報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは3ページをお開き願います。報告第3号 民

事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。手賀組新田字伊佐部ほか6地区、田7筆、畑9筆、計16筆、合計6,969平方メートルについてでございますが、4月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地はそれぞれ農地法の「農地」に該当すると判断いたしましたので、「買受適格者証明」を要する旨回答いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご承認お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 5ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。贈与による所有権移転8件、交換による所有権移転2件、売買による所有権移転1件の計11件でございます。

受理番号1番、上根本字新堤、田1筆、1,022平方メートルについてでございますが、渡人が相続した土地を耕作しないため親戚に贈与するものです。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、羽賀字遠原、畑1筆、647平方メートルについてでございますが、受人及び渡人によりますと、土地改良事業の時に所有者を間違えて登記されたということでございます。今回、贈与により本来の所有者に返却するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、町田字町田、畑1筆、36平方メートルについてでございますが、渡人は離農し耕作できないため、隣地所有者に贈与するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、上之島字上之島、田1筆、991平方メートルについてでございますが、渡人は高齢のため耕作者である同居の息子に贈与するものであります。他の農地については、すでに息子に贈与済でございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可

要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

6ページをお開き願います。

受理番号5番、浮島字菰田ほか2地区、田4筆、5,255平方メートルについてでございますが、渡人は高齢のため後継者である同居の息子に贈与するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号6番、須賀津字高野ほか2地区、田1筆、畑2筆、計3筆、2,622平方メートルについてでございますが、渡人は高齢による経営規模縮小のため、親戚に贈与するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、甘田字甘田入ほか1地区、田2筆、2,785平方メートルについてでございますが、渡人は受理番号6番と同一の者で高齢による経営規模縮小のため、親戚に贈与するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、浮島字尾島、田1筆、916平方メートルについてでございますが、渡人は遠隔地に住み耕作ができないため、耕作者へ贈与するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

7ページをお開き願います。

受理番号9番、浮島字勝木、田1筆、112平方メートル、及び受理番号10番、浮島字勝木、田1筆、284平方メートルについてでございますが、耕作の利便性のためお互いの農地を交換するものです。

調査の結果は、受理番号9番、10番、いずれも、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号11番、犬塚字荒野、田1筆、504平方メートルについてでございますが、渡人はすでに離農しており、経営規模拡大を希望する受人へ売買により譲渡するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から11番の説明を終ります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番を吉岡委員より報告をお願いいたします。

○11番（吉岡一仁君） 11番吉岡です。受理番号1番について報告いたします。

5月20日に、渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は、農業経営面積170アール、農業従事日数は80日です。所有の農地

について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、耕運機、管理機1台を所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしていますので、問題はないものと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番を青宿委員より報告願ひます。

○28番（青宿昌夫君） 28番青宿です。受理番号2番についてご報告いたします。

去る5月22日に、渡人と受人に確認をいたしました。申請地は以前より受人が耕作しており申請内容に間違いはありません。また、受人は現在、野菜を作付している兼業農家で、農業経営面積は216アールでございます。農業従事日数は60日です。所有農地について、田んぼ60アールは土地改良未整備地区のため、現在休耕しており、地区の整備状況にあわせて耕作する予定です。現在の農機具の所有状況は、主に畑作のため、トラクター1台のみです。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりまして、問題はないものと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号3番を飯塚委員より報告願ひます。

○3番（飯塚幸一君） 3番飯塚です。受理番号3番について報告いたします。

5月22日に、渡人と受人に確認いたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人の農作業従事日数は60日で、経営面積は320アールです。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、親戚と一緒にやっているとのこと。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願ひいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を坂本委員より報告願ひます。

○20番（坂本一雄君） 受理番号4番について説明いたします。

去る5月18日に、渡人と受人に確認いたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は、水稻を主に作付している農業者で、経営面積は283アール、農業従事日数は200日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台ずつを所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、また父親から子どもへの生前贈与でありまして問題はないものと思ひますが、よろしくご審議をお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号5番を山田委員より報告願ひます。

○21番（山田重一雄君） 21番山田です。受理番号5番について報告いたします。

5月23日に、渡人と受人に確認をいたしました。両方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している農業者です。農業経営面積は232アール、農業従事日数は250日です。所有の農地について、休耕田はなく違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、その他耕運機を1台所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどお願ひします。

○議長（加納 昭君） 受理番号6番及び7番を高須委員より報告願います。

○7番（高須一郎君） 7番高須です。受理番号6番、7番について報告いたします。

受人は、同一世帯の親子で、5月18日に渡人、受人に確認をしております。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付している農家であります。農業経営面積は232アール、農業従事日数は息子さんが60日、世帯主が100日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号8番、9番、10番を濱田委員より報告願います

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。

受理番号8番について報告いたします。5月22日に、渡人、受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は200アール、農業従事日数は250日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

続いて受理番号9番について報告します。5月22日に、渡人と受人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付している兼業農家で、農業経営面積は109アール、農作業従事日数は60日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター、田植機は親戚より借りて行っています。また乾燥機、コンバインの作業は委託して行っています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

最後に受理番号10番について報告します。5月22日に、渡人、受人に確認をしました。申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は水稻を作付している農家で、農業経営面積は148アール、農業従事日数は120日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号11番を事務局より報告願います

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号11番について報告いたします。

受人が市外のため事務局で調査をいたしました結果を報告いたします。5月23日に、渡人、受人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻、ネギを作付している認定農業者で農業経営面積は321アール、農業従事日数は200日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター3台、コ

ンバイン1台、田植機1台、乾燥機3台を所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番 浮島字中郷、畑1筆、338平方メートルについてでございますが、自己住宅用地として利用するものであります。受人は現在、市内の賃貸住宅に家族4人で居住しておりますが、子供が来年度から小学校に入学を控え、またアパートが手狭になったため、実家近くに自己住宅を建築するものであります。

申請者は父より相続を受けた畑338平方メートルと、原野9平方メートルの計347平方メートルを敷地とし、自己用住宅1棟、木造2階建、101.03平方メートルを建築するものでございます。申請地は都市計画非線引区域で、農振農用地区外であり、土地改良区域外でございます。また、上水は公営水道を使用し、雨水は自然浸透式、生活雑排水は公共下水道へ接続となっております。

農地区分は第2種農地と判断いたしましたが、第2種例外規定の許可基準に該当すると判断しました。

5月24日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第4条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものであります。以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願い

いたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でしたが、調査委員の報告をお願いいたします。

○27番（濱田孟君） 27番濱田です。受理番号1番について報告します。

去る5月24日、山田委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明のとおり間違いはなく、自己住宅用地として利用するもので、申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 9ページをお開き願います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

説明の前に議案書の訂正をお願いします。受理番号1番の土地の筆数の合計ですが、「1筆」を「5筆」に訂正をお願いします。

受理番号1番 伊佐津字寺台、畑5筆、2,461.72平方メートルについてでございますが、山砂採取事業期間の延長により、山砂搬出用通路用地も期間延長するものであります。

5月20日調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でしたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

○10 番（濱田昭一君） 10 番濱田です。受理番号 1 番について報告いたします。

5 月 20 日に川島委員及び事務局と申請書類等の審査及び現地調査を行いました。調査の結果は、申請のとおり隣地への影響もなく何ら問題もないものでありますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 10 ページをお開き願います。議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

非農地証明書の交付 1 件でございます。

受理番号 1 番、古渡字馬場、田 2 筆、98 平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和 46 年頃から診療所及び駐車場として利用されており 40 年が経過しています。なお、撮影年月日昭和 58 年 5 月 18 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でしたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

○29 番（鈴木重義君） 29 番鈴木です。受理番号 1 番についてご報告いたします。

5 月 20 日に井戸賀委員と秋本委員及び事務局で、申請書類等の審査並びに現地調査を行いま

した。調査の結果は、事務局説明通り、駐車場として利用されていたことを、昭和 58 年撮影の国土地理院発行の空中写真証明書で確認いたしました。申請地は、隣地への影響もなく何ら問題もないものであります。また添付書類を確認いたしましたが無問題でありました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。説明も終了いたします。
これより質疑を認めます。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。

これより議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。本案は申請のとおり証明書の交付をすることに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。
よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 5 号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。
高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 11 ページをお開き願います。議案第 5 号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成 23 年 5 月 12 日受理、伊佐津字上宿、田 1 筆、240 平方メートルの田畑転換についてでございます。申請地は排水が悪く田としての利用が困難だったため、平成 23 年 4 月 7 日に市内の業者に依頼し、市内の山砂採取場で購入した山砂 144 立方メートルで埋立したものです。添付書類として、経緯書と始末書が添付されています。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

○10 番（濱田昭一君） 10 番濱田です。受理番号 1 番について報告いたします。

5 月 20 日に川島委員及び事務局と申請書類等の審査及び現地調査を行いました。調査の結果は、申請のとおり隣地への影響もなく問題もないものでありますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。説明も終了いたします。
これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 農地改良協議に対する同意についてを採決します。本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について

(利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、12ページをお開き願います。議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定4件、12筆で2万2,946平方メートル、再設定2件、10筆で2万1,742平方メートル、合わせて6件、22筆、4万4,688平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、橋向字橋向ほか1地区、田6筆、計1万0,221平方メートルについてでございますが、新規設定となっておりますが、これは更新時期を迎え別の方と新たな条件で委託するもので、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり現金35,000円です。設定を受ける者は水稲を作付し、耕作面積は236アールです。年間農業従事日数は120日となっております。

受理番号2番、佐原組新田字釜井、田1筆、1,999平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。こちらも新規設定扱いにはなっておりますが、平成23年1月に今回の設定とは別のものとの間で一度利用権の設定をいたしました。届け出た土地の地番に誤りがあったため、報告第2号の受理番号1番で報告いたしましたとおり、解約を届け出たうえで改めて設定を行うものであります。設定を受ける者は、認定農業者で経営面積は2597アール、年間300日農業に従事しています。

受理番号3番、佐原組新田字釜井、田1筆、1,999平方メートルについて、こちらも新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稲や野菜を作付・販売する農業法人で、経営面積が3521アール、6名の従業員の方がそれぞれ年間250日程度農業に従事しており、農業生産法人としても適格である法人でございます。

受理番号4番、三島字中蒲、田4筆、計8,727平方メートルについてでございますが、こちらにつきましても新規設定とはなっておりますが、従前の契約を耕作者の健康上の理由での解約

に応じまして別の方と新たに契約を結び直すものでございます。利用目的は稲、期間6年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻やブロッコリーを作付する認定農家で、年間280日農業に従事しています。

受理番号5番、柴崎字大小、田4筆、計6,592平方メートルについてでございますが、こちらは再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は、10アール当たり玄米145Kgです。設定を受ける者は、水稻を作付する農業生産法人としても適格である法人で、経営面積4186アールです。

続きまして、13ページをお開き願います。

受理番号6番、八筋川字ト杭、田6筆、計15,150平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料は、10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は、水稻やブロッコリーを作付する認定農業者で、経営面積が1012アール、年間農業従事日数が200日です。

以上、受理番号1番から6番までいずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもって、平成23年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時54分閉会

稲敷市農業委員会規則第 12 条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

2 2 番委員 秋 本 精 一 ⑩

2 3 番委員 横 田 裕 康 ⑩